

第 8 0 5 回三沢市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和 5 年 1 1 月 1 3 日 (月) 午後 1 時 3 0 分
2. 閉会の日時 令和 5 年 1 1 月 1 3 日 (月) 午後 2 時 3 0 分
3. 開催の場所 三沢市役所 別館 4 階 第 1 研修室

4. 出席した委員 (番号 1 から 1 4) 及び推進委員 (番号 1 5 から 2 0) の氏名

1	立崎 京子	2	佐々木 和枝	3	宮古 久光
4	川嶋 芳郎	5	古田 武信	6	門上 牧夫
7	種市 廣	8	浦田 秀人	1 0	葛巻 広行
1 1	斗米 義一	1 2	新堂 友和	1 3	北澤 邦彦
1 4	千葉 準一	1 5	岩間 勝義	1 6	駒澤 慎
1 7	沼山 英明	1 9	富田 和美	2 0	荒谷 涼香

5. 欠席した委員及び推進委員の氏名

9	浪岡 篤志	1 8	赤沼 成人
---	-------	-----	-------

6. 会議の事務に従事した職員の職氏名
 - 参 与・・・局 長 堀内 実
 - 次 長 山本 誠
 - 係 長 工藤 幸恵

 - 会議書記・・・主 事 熊野 健太

7. 議 案
 - 【議案第 1 号】農用地利用集積計画の取消について
 - 【議案第 2 号】農用地利用集積計画の作成に係る所有権移転の要請について
 - 【議案第 3 号】農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の一括方式の決定について
 - 【議案第 4 号】農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の決定について
 - 【議案第 5 号】農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について
 - 【議案第 6 号】農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定について

議事の概要

事務局

ただ今より、令和5年11月1日に招集通知をいたしました、三沢市農業委員会、第805回総会を開会いたします。

本日出席の委員数は13名で1名の欠席となっておりますが、三沢市農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。なお、欠席となるのは、9番 浪岡委員でございます。また、推進委員につきましては、5名の出席で、赤沼推進委員が欠席となっております。それでは、お手元の次第に基づいて進めさせていただきます。始めに、北澤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

委員の皆様には御多忙のところ、第805回総会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

11月に入りまして今シーズン初冠雪の報道機会も増え、寒さが一段と増してきております。

また、県内では例年より約2か月も早くインフルエンザ流行期が始まり、感染予防の基本的対策であります外出時のマスクの着用と、こまめな手洗いや手指消毒について、今一度徹底した心掛けをお願いしたいと思います。

さて、消費税のインボイス制度の開始から、1カ月が経過いたしました。

これまで免税事業者とされていた、年間売上高1千万円以下の事業者においても、制度開始の10月からは、インボイス制度に登録し課税事業者にならない限りインボイス（適格請求書）を発行できず、仕入れ先の課税事業者が税負担を強いられる形となるため、取引を打ち切られるケースが一部で発生しているとの新聞記事がございます。

このインボイス制度は、消費税の納税を平等に負担する目的で新設された制度であります。制度自体が複雑なことに加え、独占禁止法など制度を巡るルールも複雑であるため、不適切な対応事例が発生しているとの事です。当市においての不適切な事例はまだ情報として入ってはおりませんが、制度の動向にも注目していきたいと考えているところであり、必要な情報が入り次第、皆

様に情報提供したいと考えております。以上、簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。

それでは、三沢市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は北澤会長にお願いいたします。

会 長

それでは、議事の進行役として、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長

議事録署名者を議長が指名することに、ご異議ございませんか。

異 議 な し

議 長

ご異議なしと認め、3番 川嶋 芳郎 君、10番 葛巻 広行 君を指名いたします。

参与・書記には、事務局長ほか、職員を任命いたします。

次に会期の決定を行います。

お諮りいたします。総会の会期は、本日一日限りとすることに、ご異議ございませんか。

異 議 な し

議 長

ご異議なしと認め、総会の会期は、本日一日限りと決定いたします。議案審議に入る前に、報告事項がありますので、事務局長から報告願います。

局 長

それでは、2ページをお開き願います。

報告第1号のうち、初めに10月11日から11月13日までに行いました主な業務についてご報告いたします。

10月11日に、令和5年度女性の新任委員初任者研修会が市役所で開催され、荒谷推進委員、事務局が参加しております。

10月17日に、県農業委員会事務局長会議が青森市で開催

され、私が出席しております。

11月7日から8日に、北海道・東北ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が秋田県で開催され、立崎会長職務代理者及び佐々木委員が出席しております。

11月7日に、第805回総会の議案検討会を開催しております。11月13日本日、第805回総会を開催しております。

次に、10月の事務処理状況についてご報告いたします。

3条、権利の移転につきましては、市の関係が1件の1万617平米でした。3条の3第1項、相続の届出は4件で、1万3,767平米でした。転用につきましては、5条の案件が1件の2,900平米でした。

貸借の解約は2件で、1万1,032平米でした。内容につきましては、報告第2号で説明させていただきます。

以上、ここまでの合計は8件で、3万8,316平米となっております。

次に、利用権設定等促進事業の所有権移転が2件で、田が5,456平米、畑が4,995平米でした。

土地の開墾届につきましては1件で、内容につきましては報告第3号で説明させていただきます。

続きまして、11月14日から12月11日までの主な業務計画についてご説明いたします。

11月21日に、青森市で開催されます、令和5年度青森県農業委員会大会に、各農業委員及び推進委員と事務局が参加予定となっております。

11月29日から30日に、東京都で開催されます、令和5年度農業者年金加入推進セミナー及び全国農業委員会会長代表者集会に、会長と私が出席予定となっております。

なお、当該参加予定の工程のほか、県選出国會議員への要請活動も参議院議員会館等で予定されております。

12月6日に、第806回総会の議案検討会を予定しております。12月11日に、第806回総会を予定しております。

次に、3ページをお開き願います。

報告第2号農地の貸借の解約に係る通知についてご説明いたします。

番号1、宇庭構の畑1筆8,080平米で、圃場の不良により、貸借契約を解約するためのものであります。

次に番号2、字戸崎の田1筆2、952平米で、貸借契約を解約し、経営規模を縮小するためのものであります。

なお、それぞれの解約前の契約内容は表右側に記載のとおりでございます。

次に4ページをお開き願います。

報告第3号、土地の開墾についてご説明いたします。土地所有者から、地目が山林となっている番号1の字早稲田及び番号2の谷地頭4丁目の土地2筆1万1,889平米を開墾したとの届出があり、11月2日に千葉委員、葛巻委員、荒谷推進委員同行により調査を行った結果、樹木等は見受けられず、農地として利用されていることから、現況を畑として農地台帳に登載したものであります。以上が、私からの報告事項でございます。

議 長

それでは、これより議案の審議に入りますが、会議での発言は、三沢市農業委員会会議規則第9条第2項の規定により、議長の許可を受けてから、発言することになっておりますので、ご協力願います。

議 長

議案第1号農用地利用集積計画の取消についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局

それでは5ページをお開き願います。

議案第1号農業経営基盤強化促進法における農用地利用集積計画の公告の取消についてです。

令和5年8月10日付で開催された第802回農業委員会総会にて承認され、同月21日付で三沢市により公告された、農業経営基盤強化促進法における農用地利用集積計画について、その一部を取消したい旨が申請者およびその代理人から提出されたため、農業委員会の決定を求めるものです。

取消願が提出された議案はご覧いただいている資料の通りです。

～番号1と2の内容について説明～

取消についてのご説明を以上として、その決定についての審議のほどをよろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり三沢市長に対し要請いたします。

議 長 続きまして議案第2号農用地利用集積計画の作成に係る所有権移転の要請についてを議題とします。審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に、3番 宮古 久光君が該当しますので、審議が終了するまで一時退席願います。

《宮古委員 一時退席》

事務局 それでは6ページをお開き願います。

議案第2号農用地利用集積計画の作成に係る要請について、所有権移転の案件に関してご説明します。

番号1、庭構の畑1筆、〇〇㎡を、所有権移転の申請です。価格は約〇円/10aで、総額は〇万円です。場所は新森中心部から西に約500mにあります。

番号2、庭構の畑2筆、合計〇〇㎡を、所有権移転の申請です。価格は〇円/10aで、総額は〇万円です。場所はそれぞれ、新森中心部から西に200m、北西に約800mに位置しております。

番号1、2のどちらも、労働力は譲受人1名、必要に応じて臨時で雇用を行っています。所有権移転による周辺農地への影響はないと考えられます。現地確認は、千葉委員、葛巻委員、荒谷推進委員同行のもと確認済みです。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり、決定し三沢市長に対し要請いたします。審議が終了しましたので、3番 宮古久光君の出席を認めます。

《宮古委員 復帰》

議 長

次に議案第3号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

番号1の審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に、5番 古田武信君が該当しますので、審議が終了するまで一時退席願います。

《古田委員 一時退席》

事務局

それでは7ページをお開き願います。

議案第3号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、一括方式の案件をご説明いたします。

番号1、古間木の畑1筆、4,090㎡を、10年間の使用貸借権設定です。場所は、三沢商業高校グラウンドから北西に約600mに位置しています。現地確認については、千葉委員、葛巻委員、荒谷推進委員同行のもと完了しています。以上です。

議 長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第3号番号1は、原案のとおり決定し、三沢市長に対し報告いたします。番号1の審議が終了しましたので、5番 古田武信君の出席を認めます。

《古田委員 復帰》

議 長 続いて、番号2の審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局 番号2、字戸崎の畑2筆、合計15,450㎡を、10年間の賃貸借権設定です。場所は、根井町内から東に約600mに位置しています。現地確認については、千葉委員、葛巻委員、荒谷推進委員同行のもと、確認済みです。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第3号番号2は、原案のとおり決定し、三沢市長に対し報告いたします。

議 長 次に議案第4号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 それでは8ページをお開き願います。
議案第4号農地利用集積等促進計画の作成の要請についてです。
番号1、字庭構の田3筆、4,887㎡を、5年間の賃貸借権設定です。場所は、東北ファームから北東に約1.2kmに位置しています。耕作者は六ヶ所在住の農業者で、牧草地として農地を借り受けます。周辺においても同じく牧草地として農地中間管理事業を通して借り受けています。現地確認については、千葉委員、葛巻委員、荒谷推進委員同行のもと、確認済みです。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

千葉委員 譲渡し人は亡くなっていると思うが問題ないのか？

事務局 おっしゃる通りです。機構に10年間貸し付けたのちに亡くなり、その後相続人が代理として賃料等についての登録等事務処理を行っています。しかし、現在までに相続を行っていないため資料には亡くなった方の名前で記載されております。

千葉委員 わかったようなわからないような。

立崎職務代理 私も以前似たような事例がありました。その際も亡くなった方の後継の人が賃料等の事務手続きを行ってくればよいと機構から言われて手続きをしました。

千葉委員 相続人というのは複数いる場合もめる場合もある。やはり本人が、という印象があったが、事務処理の規則に則って行われているのであれば、承知した。

議 長 他に質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第 4 号は原案のとおり、青森農業支援センターに対し要請いたします。

議 長 次に議案第 5 号農地法第 5 条 1 項の規定に係る許可後の事業計画変更申請について議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 それでは 9 ページをお開きください。
議案第 5 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について をご説明いたします。
案件は 1 件です。議案第 5 号資料と合わせてご覧ください。
番号 1 当該案件は、令和 5 年 3 月 1 0 日開催の第 7 9 6 回総会で承認され、その後令和 5 年 5 月 1 1 日付け指令第 1 0 8 1 号をもって県知事から許可されたもので、農地法第 5 条に基づく農地転用の事業計画変更承認申請であります。
場所は、市立三沢病院から南西へ 3 5 0 m に位置し、周辺は農地、住宅、福祉施設等が混在している区域であります。
申請者は、三沢市とおいらせ町などで労働派遣事業を行っている会社であり、申請地では会社事務所等を建設する計画でありました。
今回の変更事業計画の内容であります。変更前の計画では、事務所、アパート、社宅 2 棟を建設する予定でしたが、
変更後は、社宅 2 棟の建設を取りやめ、車 1 7 台分の駐車場として変更するものであります。また、社宅 2 棟取りやめた不足分として、アパートの個室面積を調整し、部屋数を 1 2 部屋から 1 4 部屋に変更しております。アパートの建築面積には変更ありま

おり、山林原野化していることから非農地判断の基準を満たしております。

番号5、字向平の畑1筆、所有者は記載のとおり。面積合計1402㎡です。所在は三沢浄化槽センターから北に約300mに位置しており、山林原野化していることから非農地判断の基準を満たしております。

番号6から17、字流平の田12筆、面積23685㎡で所有者は記載のとおり。所在は前平集落から南東に約1kmに連なっており、山林原野化していることから非農地判断の基準を満たしております。

番号18から25、字前平の畑3筆、字前平の田5筆、面積10284㎡で所有者は記載のとおり。所在は前平集落から南東に約500mに位置しており、山林原野化していることから非農地判断の基準を満たしております。現地確認についてはいずれも千葉委員、葛巻委員、荒谷推進委員同行のもと完了しております。

以上25筆、面積合計43,570㎡につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

《全議案終了》

議長

以上で、全議案の審議は終了となりましたので、三沢市農業委員会第805回総会を閉会いたします。

皆様のご協力、ありがとうございました。

以上、農業委員会等に関する法律第27号の規定により議事録を作製し、三沢市農業委員会 会議規則第13条の規定により、ここに署名する。

三沢市農業委員会会長

議事録署名者 3番 川嶋 芳郎

議事録署名者 10番 葛巻 辰行